

平安後期の聖徳太子墓と四天王寺

——「太子御記文」の出現をめぐつて——

山 口 哲 史

はじめに

平安時代の聖徳太子墓（現在の叡福寺内、大阪府南河内郡太子町に所在）の歴史を叙述する際、しばしば取り上げられてきた資料に、天喜年間（一〇五三～一〇五八）に聖徳太子墓で出現した「太子御記文」という碑文がある。この「太子御記文」は聖徳太子に仏託した、いわゆる「聖徳太子未來記」の一つで、現在は上石文の断片が残るのみであるが、本来は縦約四五・八cm、横約二一・四cm、厚さ七・〇cm前後の石製の蓋（上石文）に、それとほぼ同規模の身（下石文）が一対になつた形式で、それぞれ次のような銘文が記されていたと考えられる^[1]。

〔下石文〕吾為利生。出彼衡山入此日域。降伏守屋之邪見。終顯法之威德。於處々造立四十六箇之伽藍。化度一千三百余之僧尼。製記法花勝鬘維摩等大乘義疏。斷惡修善之道。漸以滿足矣。

〔上石文〕今年歲次辛巳河内國石川郡磯長里。有一勝地。尤足

称美。故点墓所已了。吾入滅以後及于四百參拾余歲。此記文出現哉。爾時國王大臣發起寺塔。願求仏法耳。

この「太子御記文」が当時の偽作であることは諸説一致しているが、その出現については、聖徳太子墓に主体性を見出す林幹彌氏や西口順子氏らの見解がある一方、近年では、小野一之氏が四天王寺の画策のあつた可能性を指摘している^[3]。特に、小野氏の研究は文献史学の立場から聖徳太子墓における墓前寺の成立時期について実証的に論じた最初の専論であり、聖徳太子墓（叡福寺）研究に占める意義はきわめて大きい。当然、本稿においても、墓前寺の成立時期の問題は重要な論点となろう。併せて、「太子御記文」出現の主体を考察し、これによつて、墓前寺成立期の聖徳太子墓をめぐる情勢の一端を明らかにすることを本稿の目的としたい。以上の問題関心に基づき、平安後期の聖徳太子墓について検討し、若干の私見を提示したいと思う。

一、聖德太子墓主体説・四天王寺画策説の再検討

(1) 研究史の整理

冒頭でも述べたように、現在、「太子御記文」の出現をめぐって、聖德太子墓主体説、四天王寺画策説の二説が提起されている。両説とともにその論拠としているのが、次の「古事談」の記事である。

【史料】「古事談」

天喜二年九月廿日。聖德太子御廟近辺「坤方」。為立石塔。引地之間。地中有似管石。堀出之管也。長一尺五寸計。広七寸計。有身蓋。開見之處御記文也。仍天王寺奏聞事由。件御記文状云。
吾為利生。出彼衡山入此日域。降伏守屋之邪見。終顯
仏法之威徳。於所々造立四十六箇之伽藍。化度一千三百
余之僧尼。制紀法花勝鬘維摩等大乘義疏。斷惡修善之
道。漸以滿足矣。下石文也。今年歲次辛巳。河内国石川郡
磯長里。有一勝地。尤足称美。故点墓所已畢。吾入滅以
後及于四百卅余歲。此記文出現哉。爾時國王大臣發起寺
塔。願求仏法耳。上石文也。

小野宮右府記云^④

此事天王寺別當桓舜僧都。依執柄仰。參向彼御廟。坂洛談申云。其所住僧。前年為建立私堂。掃除其邊地。其夜夢人來云。此地ニ不可立堂舍。早可停止。此傍地可宜云々。依此夢。止初地建立他所畢。而初所今年掃除之

間。所掘出此石函也。件函有身蓋。如几帳足。其色如褐色。以如針之物。銘件字也。自彼年及今年四百卅六年云々。

まず、聖德太子墓主体説について見る。林氏は「これまでほとんど世人の注目をひかなかつた叡福寺が、この御記文の出現によつて、四天王寺と同じように、信仰の寺として、世人の注目をひくことをはかった」とし、このような意図は「四天王寺を通じて奏聞している」点に表れていると述べる^⑤。また、西口氏は「太子御記文」中にその出現を予言し、國王大臣に寺院の建立を促す文言があること、出現に至る周到な伏線が住僧の談に窺えること、四天王寺別當桓舜に連絡していることの三点に信仰を広めようとする「寺側の意図」を読み取つてい^⑥。以上を要するに、聖德太子墓がその信仰の高揚を図つて「太子御記文」を出現させ、併せて四天王寺に働きかけたとするのが両氏共通の見解である。

一方、これに対して、小野氏は四天王寺別當桓舜が関わり、事件の経過が四天王寺を通じて朝廷に報告されていることから、「太子御記文」の出現は四天王寺側の画策の可能性が高いと指摘し、寛弘四年(1007)の「四天王寺御手印縁起」の出現を機に聖德太子信仰を発展させた四天王寺がさらに聖德太子墓に注目したとする^⑦。

このように、聖德太子墓における「太子御記文」の出現について提起された聖德太子墓主体説、四天王寺画策説の二説はともに「古事談」の「仍天王寺奏聞事由」、および同書所引「小野宮右府記」の「此事天王寺別當桓舜僧都。依執柄仰。參向彼御廟。」という記載から四天王寺の関与を認める点では一致しているが、それをどう解釈

するかで見解がわかっている。

しかし、「古事談」の記載だけでは、両説ともに成立し得る余地を残しており、「太子御記文」出現の主体を確定する決定的な根拠とはならないようと思われる。次節では、「太子御記文」出現に関連する史料を整理し、この問題を考える見通しを述べたい。

(2) 「太子御記文」出現関連史料の整理

表1は「太子御記文」出現関連史料を成立年代順に配列し、出現の年紀、関係者、出現の契機となつた建造物、発見物についてまとめたものである。⁽⁸⁾これによつて出現の年紀と経緯を確認しておきたい。

出現の年紀については、「僧綱補任抄出」の天喜元年(一〇五三)⁽⁹⁾説、前掲の「古事談」など一一点の史料に見える天喜二年説、「古事談」所引「小野宮右府記」、「帝王編年記」⁽¹⁰⁾が採る天喜五年(一〇五七)説、「歴代皇紀」の天喜八年(一〇六〇)説の四説がある。出現の経緯は次に詳述するが、天喜二年説を探る「古事談」と「太子伝私記」が記す「太子御記文」の発見から四天王寺の報告に至る展開に整合性があることから、天喜二年に「太子御記文」が出現した可能性が最も高いと思われる。

一方、出現の経緯は史料によつて、①発見の事実のみを記すもの、②四天王寺の関与など詳細な経緯を記すもの、③「太子御記文」は偽作とするもの、という三通りの記述がなされている。以下、それぞれについて史料を挙げながら見ていく。

①発見の事実のみを記すもの

塔などの造営活動を行つた際に発見したと、簡潔に発見の事実のみ

を記すのは、「上宮太子御記」所引「日本三宝感通集」、「僧綱補任抄出」、「天王寺秘決」、「興福寺略年代記」、「帝王編年記」、「歴代皇紀」、「慶長五年旧記」、「法隆寺記補忘集」、同書所引「管絃講式」の九点の史料である。ここでは、「上宮太子御記」所引「日本三宝感通集」の記事を掲げる。

【史料2】「上宮太子御記」所引「日本三宝感通集」

太子御廟ノ註文出現ノ事、

後冷泉院第十年也、天喜二年歲次甲午僧忠禪為起宝塔、削手于地、而間地中堀出一銅箇、……

これによると、天喜二年、僧忠禪が宝塔を建てるために地を削つた際、地中から銅箇を掘り出したことが述べられている。他の八点の史料もほぼ同様の文脈であるが、この史料のみ発見物が「銅箇」とされていることに留意しておきたい。

②四天王寺の関与など詳細な経緯を記すもの

四天王寺の関与を含め、「太子御記文」の出現について詳細な経緯を記すものとして、「古事談」、同書所引「小野宮右府記」、九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」、「太子伝私記」、同書所引「御廟寺太子伝奥文」の五点の史料が挙げられる。このうち、九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」、「太子伝私記」、同書所引「御廟寺太子伝奥文」の三点の史料は、四天王寺の関与の記載の有無を除いては、ほぼ同様の経緯を述べている。よつて、ここでは、先に【史料1】として掲げた「古事談」、同書所引「小野宮右府記」に加え、四天王寺の関与を記す「太子伝私記」の三点の史料における経緯を見ておきたい。

【古事談】では、天喜二年九月二〇日、聖徳太子御廟近辺の南西方

表1 「太子御記文」出現関連史料対照表

	史料(成立年代)	年紀	関係者		建造物	発見物
1	「古事談」所引 「小野宮右府記」 (1057~1215)	天喜5 (1057)	発見	其所住僧	私堂	石函
			実検・奏聞	天王寺別当桓舜		
			その他	執柄(參向命令)		
2	「上宮太子御記」所引 「日本三宝感通集」 (1147~1152)	天喜2 (1054)	発見	僧忠禪	宝塔	銅箇
			実検・奏聞			
			その他			
3	九条家本「諸寺縁起集」 所引「天王寺事」 (鎌倉時代)	天喜2.9.20 (1054)	発見	法隆寺僧忠禪・童・法師	塔	似笠石
			実検・奏聞			
			その他	同行僧行命(開封)		
4	「古事談」 (1212~1215)	天喜2.9.20 (1054)	発見		石塔	似笠石
			実検・奏聞	天王寺		
			その他			
5	「僧綱補任抄出」 (1214以降)	天喜元.9.20 (1053)	発見	聖徳太子御廟	塔	石箱
			実検・奏聞			
			その他			
6	「天王寺秘決」 (1227)	天喜2 (1054)	発見	忠禪法師	宝塔	石
			実検・奏聞			
			その他			
7	「太子伝私記」所引 「御廟寺太子伝奥文」 (不詳)	天喜2.9.20 (1054)	発見	愚僧忠禪・童・法師	塔	石
			実検・奏聞			
			その他	同行僧行命(開封)		
8	「太子伝私記」 (1238~1245)	天喜2.9.20 (1054)	発見	忠禪・童・法師	塔	似笠之石
			実検・奏聞	四天王寺		
			その他	同行僧行命(開封)		
9	「上宮太子拾遺記」 (1314以前)	天喜2 (1054)	発見	法隆寺僧忠禪(碑文偽作)	宝塔	石箱
			実検・奏聞			
			その他			
10	「興福寺略年代記」 (1331~1333)	天喜2.9.20 (1054)	発見	聖徳太子御廟	宝塔	石箱
			実検・奏聞			
			その他			
11	「帝王編年記」 (1364~1380)	天喜5.9.21 (1057)	発見	聖徳太子御廟	多宝塔	石箱
			実検・奏聞			
			その他			
12	「歴代皇紀」 (1477以降)	天喜8.9.20 (1060) ?	発見	聖徳太子御廟	多宝堂	石箱
			実検・奏聞			
			その他			
13	「慶長五年旧記」 (1600)	天喜2.9.22 (1054)	発見	忠禪大徳	十三重石塔	碼礎石
			実検・奏聞			
			その他			
14	「法隆寺記補忘集」 所引「管絃講式」 (不詳)	天喜2 (1054)	発見		塔婆	石碑
			実検・奏聞			
			その他			
15	「法隆寺記補忘集」 (1730)	天喜2.9.20 (1054)	発見	惡僧忠禪	多宝塔	石
			実検・奏聞			
			その他			

に石塔を建立するため地を引いた際、地中に筈に似た石を発見し、それを開き見たところ御記文があり、四天王寺が事由を奏聞したことが記される。続けて、聖徳太子による仏法興隆の事績を聖徳太子自身に仮託して記す下石文、墓所点定の由来を語り、御記文出現を予言し、国王大臣に寺院建立を促す上石文の本文を引用している。

【古事談】所引「小野宮右府記」の記す経緯は次のようである。天喜四年（一〇五六）に其所住僧が私堂の建立地を掃除し、その日の夜に「此地ニ不可立^レ三堂舍^レ。早可^レ停止^レ。此傍地可^レ宜^ヘ云々^ク。」という夢告を受けたため、私堂を他所に建立した。天喜五年、当初建立を予定していた所を掃除した際、石函を発見した。四天王寺別当恒舜が執柄の仰せにより御廟に向かい、帰洛の後、経緯を語っている。

【史料3】「太子伝私記」⁽¹⁾

起注文事。天喜二年九月廿日未時許、為立^レ塔、土壤ヲ築作間、件戌亥方土一丈許リ穿鑿^ル爾、有^レ石壇^ハ一尺許^也。為^レ去^ル此石^ヲ、尚土穿尔下ニ又有似^レ筈之石^ヲ、名色不^レ見^レ知石也。但青白、長一尺一寸許、廣七寸許。有^レ身蓋^ヲ。下乃ハ三寸許、上ノハ二寸五分許。内之上下ニ有^レ文字件^ヲ。見^ル此事^ノ之人忠禪夫二人也^{。ハ}之内童一人法師一人已上三人也。弥致^シ祈祷^ノ日深卅日、人ニ不^レ知^レ語。以^シ今月廿二日、同行僧行命等二令^シ開見^レ、即此文字耳。依^レ此謹尊^シ恭之^{。ハ}忠禪法師談^シ法之由、以^シ康平六年^ハ癸卯^ノ秋比顯了^{。被^レ禁於獄處^ハ已了^{。ハ}甚怖以^シ古本^ヲ書寫了^{。ハ}。}

右に引用した「太子伝私記」によると、天喜二年九月二〇日、塔を建立するため土壇を築いた際、北西方の土中に石があり、それを除去して筈に似た石を発見した。これを見たのは忠禪・童・法師の三人

で、三〇日間他言せず、祈祷を続けた後、同行僧の行命に開き見させたところ、文字があつて尊び謹んだ。康平六年（一〇六三）秋に至つて、法を談じたことが露顕し、忠禪が禁獄される⁽²⁾。さらに、同書は続けて次のように記している。

【史料4】「太子伝私記」

四天王寺 進上

御廟出現注文一枚并日記等事

右大略子細載^シ日記^ノ進上如^レ件
天喜二年十一月八日 都維那

寺主
十禪師

これによると、四天王寺が都維那・寺主・十禪師の連署で、天喜二年一月八日付けて「御廟出現注文一枚并日記等事」を進上していることがわかる。

③「太子御記文」は偽作とするもの

このことは「上宮太子拾遺記」所引「有人抄」に「有人抄^ヘ古今目録抄^ノ云。天喜二年。^ハ甲午^ノ法隆寺僧忠禪^ヲ偽作^シ碑文^ヲ。称^シ御廟掘出^シ。令^シ披露^シ之間。^{シテ}」と記され、天喜二年、「法隆寺僧」忠禪が碑文を偽作して御廟から掘り出したといつて披露したことが述べられている。なお、この「有人抄」は割書にある通り、「古今目録抄」のことで、これは四天王寺の「天王寺秘決」の別称か、法隆寺僧顕真による「太子伝古今日録抄」、すなわち、「太子伝私記」のいづれかにな⁽³⁾る。「上宮太子拾遺記」には、「天王寺秘決」を「秘決云」として引用しており、本書の編者である橘寺僧法空は両書を明確に区別していた

ことが窺えるので、この「古今目録抄」は法隆寺の「太子伝私記」を指す。しかし、この記事を「太子伝私記」本文と対照させると、これが原典の翻案であり、特に忠禪の行為を原典の「入「太子御廟巻」、現「不可思儀作法」」から改変していることがわかる。よって、忠禪が「太子御記文」を偽作したとする説は、法空によつて案出された可能性がある。

以上の関連史料の整理を踏まえ、研究史の指摘に立ち返つてみた。【古事談】に「仍天王寺奏聞事由」、同書所引「小野宮右府記」に「此事天王寺別当桓舜僧都。依執柄仰參向彼御廟。」とあり、また、【史料4】で見たように、天喜二年一月八日付けで、四天王寺が都維那・寺主・十禪師の連署で「御廟出現注文一枚并日記等事」を進上していることから、四天王寺が「太子御記文」の実検および事後報告に関与したことは明らかである。しかし、【古事談】所引「小野宮右府記」を詳しく見ると、四天王寺別当桓舜が聖徳太子墓に参向しているのは、執柄、つまり、藤原頼通の命令によつてである。また、「太子伝私記」によると、出現の現場にいた人物として、忠禪・童・法師の三人が挙げられ、そこに四天王寺が関わったことは見えない。四天王寺の関与は聖徳太子墓の実検に赴き、事後報告をしたことに留まるのであって、「太子御記文」の出現を四天王寺の画策と断言することはできない。四天王寺の画策があつたとすれば、「太子伝私記」で「太子御記文」出現の現場にいた忠禪が康平六年秋になつて法を談じて禁獄されたと記されることに対しても合理的な説明ができるなくなつてしまふのである。

一方、聖徳太子墓主体説についても、【古事談】の記載のみでは史

料的に限界があるようと思われる。当時の聖徳太子墓をめぐる情勢を踏まえて検討すべきであろう。以下、章を改めて論じていくこととする。

二、「太子御記文」出現をめぐる

聖徳太子墓と四天王寺・法隆寺

本章では、前章での関連史料の整理を踏まえ、四天王寺別当桓舜の略歴、聖徳太子墓の所在と墓前寺の成立時期、忠禪に対する史料上の評価の背景を検討する。これによつて、「太子御記文」の出現の主体をめぐる問題により明確な論拠を提示することとした。

(1) 四天王寺別当桓舜の略歴

前章で四天王寺画策説に対する疑問点の一つとして、「太子御記文」出現に際し、藤原頼通の命令で四天王寺別当桓舜が聖徳太子墓に参向していることを挙げた。前章で示した史料理解と直接関わるので、まず、桓舜の略歴をたどつておくこととした。

桓舜の略歴を表2としてまとめた。桓舜は天元元年（九七八）、右京亮和氣兼信の子⁽¹⁴⁾、または備後守源致遠の子⁽¹⁵⁾として生まれ、天喜五年に没した天台宗延暦寺の僧である。慶円に学び、貞円・日序・遍救と並んで叡山四傑と称されたことが「統本朝往生伝」、「元亨釈書」、「本朝高僧伝」の桓舜伝から知られ、「長和のころからしきりに貴族社会に活躍するようになり、やがて法性寺その他の座主・別当などを兼ねて天台僧として名譽ある身分に榮進」し、「貴族社会の風潮に同化し

表2 桓舜略年譜

年月日	西暦	事 項	出 典
1 天元元	978	出生	「僧綱補任」・「僧綱補任抄出」 「本朝高僧伝」
2 長和5.5.1	1016	道長法華三十講の請僧	「左經記」・「御堂閑白記」
3 寛仁4.5.1	1020	道長法華三十講の講師	「左經記」・「小記目録」
4 治安元. 4. 20	1021	稻荷社で疾疫祈禱、仁王般若経の読経	「類聚符宣抄」
5 治安元. 5. 6	1021	道長法華三十講の講師	「左經記」
6 万寿2.3.20	1025	太皇太后（彰子）法華經読経の講師	「小右記」
7 万寿2.10.1	1025	道長法華三十講の講師	「左經記」・「小右記」
8 万寿3.5.19	1026	故三条院追善法華八講の問者	「左經記」
9 万寿5.3.16	1028	季御読経伺候、再三故障を申し、論義せず	「左經記」
10 長元元. 6. 18	1028	季御読経伺候時の闕怠を優免	「小記目録」
11 長元2.4.19	1029	最勝講の聴衆	「年中行事秘抄」
12 長元3.3.23	1030	平野社で疾疫祈禱、仁王般若経の読経	「類聚符宣抄」
13 長元8.12.26	1035	権律師	「僧綱補任」
14 長暦元. 10. 14	1037	頼通大般若八講の請僧	「行親記」
15 長暦3.閏12.5	1039	頼通による極楽寺座主補任の奏上	「春記」
16 永承3.3.16	1048	教通室（祺子内親王）四九日法事	「春記」
17 永承3.12.26	1048	権小僧都に転任	「僧綱補任」
18 永承5.5.3	1050	最勝講の講師	「年中行事秘抄」
19 永承6	1051	四天王寺拝堂	「四天王寺別当次第」
20 永承6.3.5	1051	四天王寺別當に補任	「四天王寺別當次第」 「寺門高僧記」
21 永承7.8.21	1052	鷹司殿法華八講	「春記」
22 天喜2.5.8	1054	最勝講の朝座講師	「春記」
23 天喜2.11.29	1054	権大僧都に転任	「僧綱補任」
24		法性寺座主	
25 天喜5	1057	頼通の命令で聖徳太子墓に参向	「古事談」所引「小野宮右府記」
26 天喜5.9	1057	入寂	「元亨积書」・「僧綱補任」 「僧綱補任抄出」・「本朝高僧伝」

た」僧と評価されている。⁽¹⁶⁾

表2によると、桓舜は長和五年（1016）五月一日、藤原道長の法華三十講に請僧として招かれ、以後、寛仁四年（1020）五月一日、治安元年（1022）五月六日、万寿二年（1022）一〇二五）一〇月一日に、同じく道長による法華三十講の講師を務めていることが見える（表2-2-3）。また、万寿二年三月二〇日、太皇太后（彰子）の上東門第における経供養では講師一〇人に列し、長暦元年（1037）一〇月一四日、頼通が大般若八講を行つた際にも請僧として、永承三年（1048）三月一六日には、教通の室である祺子内親王の四九日法事に講師として列席している（表2-6-14-16）。さらに、「春記」長暦三年（1039）閏一二月五日条の「垂晚自・閑白殿有召仍嘗參、……極楽寺座主桓舜、可被任之事為被奏也」という記載からは、桓舜を極楽寺座主に補任する意思を頼通が持つていたことが知られる（表2-15）。

このように、桓舜は貴族社会の中でもとりわけ摂関家の仏教行事に請僧、または講師として頻繁に出入りし、極楽寺座主への補任もその恩恵を受けていることから、摂関家と昵懇の僧であつたと位置づけられる。桓舜に聖徳太子墓参向を命じた

のが頼通であり、それがこうした撰閑家との密接な関係を背景としているのであれば、四天王寺が「太子御記文」の出現を主体的に画策したとはいえないと思われる。

(2) 聖徳太子墓の所在と墓前寺の成立時期

次に、天喜二年の「太子御記文」の出現に至る聖徳太子墓の状況について、その所在と墓前寺の成立という点から述べる。

聖徳太子墓は「日本書紀」、「七代記」、「上宮聖徳法王帝説」、「上宮聖徳太子伝補闕記」、「聖徳太子伝暦」、「延喜諸陵寮式」に所在が記されている。「延喜諸陵寮式」を除く五点の史料では、聖徳太子薨去記事、墓所巡看記事、墓所造営記事に「磯長陵」⁽¹⁷⁾、「墓川内志奈我岡」⁽¹⁸⁾、「山西科長山本陵処」⁽¹⁹⁾、「山西科長山下墓処」、「科長墓」、「科長者河内国石川郡……即聖徳太子御廟也。」⁽²⁰⁾と伝えられている。また、「延喜諸陵寮式」では、「磯長墓（橘豊日天皇之皇太子。名云聖徳）。在河内国石川郡。兆域東西三町。南北二町。守戸三烟。」として遠墓に規定され、毎年一二月の奉幣の対象となっていた。これらの記載から、聖徳太子墓は河内国石川郡磯長にあると伝承されていたことが確認される。しかし、ここで注意を要するのは、九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」中の「聖徳太子御墓」項の冒頭に置かれた「治安四年六月十四日記」に次のような記載があることである。

【史料5】九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」

聖徳太子御墓

（頭書）／磯長者里名也

不レ知也、而河内国普光寺之住僧慈円聖人、年項之間有「求覓志」、斗藪之次至于人居、從雜文書中「搜」出古文書一卷、見其題「注」諸陵式、「靜視」件文、「注」太子御墓、「其文云」磯長墓（橘豊日天王之太子、名聖徳）在河内国石川郡守戸三烟云々）

治安四年（一一〇一四）六月一四日の時点では聖徳太子墓の所在が不明となつており、河内国普光寺僧慈円によつて人居の雜文書中から「諸陵式」が発見され、その所在が判明したことが記されている。小野氏はこの記事を重視し、聖徳太子墓は「延喜式」以降、天喜年間以前に、所在が不明となつた一時期があり、したがつて、墓に対する継続的な祭祀は考えにくく、まして寺の存在は考えられないとした。⁽²¹⁾

これに対し、上野勝己氏は浄土信仰とも相俟つて聖徳太子信仰が高揚する時期にあつて、その聖典ともいえる「聖徳太子伝暦」に頻出する聖徳太子墓が所在不明になることは考へがたいと批判している。そして、「治安四年六月十四日記」の頭書にある「誰人記事」という文言に注目し、この記事を「天王寺事」の記者がその典拠を明示できない、信憑性に欠ける史料であると述べる。そのうえで、四天王寺と法隆寺との聖徳太子墓支配をめぐる対立の中で、四天王寺による聖徳太子墓支配を意義づけるため、この記事が九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」中の「聖徳太子御墓」項の冒頭に置かれたとした。⁽²²⁾この上野氏の批判によつて、聖徳太子墓所在不明記事の当否を検討する必要が出てきた。その手掛かりとなるのが次の史料である。

（頭書）／愚、誰人記事、治安之後一条院御宇也

治安四年六月十四日記云、右御墓所古今雖レ奉レ尋于今、猶所

【史料6】 武田科学振興財團所蔵 「聖德太子伝暦」 奥書

書本云、

以六箇度点交之本「重点交了云々、

点本奥記云、以寬弘五年九月一・二・三日、河内守令宗允亮於館、為清義・幡慶・光遍三僧「讀此傳」、外点事也、内談^{釋文}不知^{讀人者上也}云云、

この記事から、寛弘五年（一〇〇八）九月一日から三日にかけて、河内守令宗允亮が河内国府で清義・幡慶・光遍の三僧に「聖德太子伝暦」の講義を行つていたことが知られる。

さらに、令宗允亮が著した「政事要略」の卷三に「余寛弘四年出為河内守。五年九月五日往大県郡普光寺。僧幡慶語云。……」とあり、【史料6】に見える幡慶が普光寺僧であつたことがわかる。寛弘五年は普光寺僧慈円が聖徳太子墓を探索する治安四年の一六年前のことであり、幡慶・慈円ともに普光寺僧であつた点に注目したい。

こうして見ると、幡慶が「聖徳太子伝暦」の講義を聞いた一六年後には、同じ普光寺僧である慈円が聖徳太子墓の所在を知らなかつたとは考えがたく、この点からも、上野氏の批判には同意できる。むしろ、

【史料5】に記された聖徳太子墓の探索という行為は令宗允亮による「聖徳太子伝暦」の講義を契機とした幡慶・慈円ら普光寺僧の聖徳太子信仰の所産と考えるべきであろう。つまり、寛弘五年に幡慶が令宗允亮による「聖徳太子伝暦」の講義に参加したこと、治安四年に慈円が聖徳太子墓を探索したことは一連の動きとして捉えることができるのである。とすれば、「治安四年六月十四日記」の「年項之間有求覓志」という記載も容易に理解できる。「太子御記文」の発見以

前、普光寺を中心に、聖徳太子墓のある河内国で聖徳太子信仰に関わる動きが見られることは重要であろう。

さて、このような河内国における聖徳太子信仰の動向を背景として、天喜二年、聖徳太子墓で「太子御記文」が出現する。従来、聖徳太子墓主体説では、「太子御記文」の意図は聖徳太子墓に対する信仰の高揚にあつたとされてきた。⁽²⁴⁾しかし、「太子御記文」出現以降の聖徳太子墓の展開を追うと、院や貴族、僧による参詣、仏事が盛んになるのは、鎌倉時代になつてからのことである。よつて、「太子御記文」の意図は、上石文の「爾時国王大臣發起寺塔。」という文言が示す通り、墓前寺の建立にあつたと考えられる。

では、このような聖徳太子墓に墓前寺が成立したのは、いつ頃のことであつたのであろうか。小野氏は次の二点から一三世紀前半に推定している。⁽²⁵⁾第一に、「太子御記文」出現関連史料の成立年代から、墓前寺成立の指標となる聖徳太子墓における塔の建立年代が一三世紀前半と推定される点、第二に、一二三八年から一二四五年的間に成立した「太子伝私記」に「御廟寺」という具体的な墓前寺名が散見される点である。

まず、塔の建立年代から検討してみよう。小野氏の論拠を詳細に示すと、次の通りである。「太子御記文」出現関連史料に記される建造物は、その史料の成立時には既に存在しており、そのうち、塔の建立が墓前寺成立の指標となる。「太子御記文」出現関連史料を整理すると、「石塔」と記す「古事談」成立の上限である一二二二年から、塔」と記す「太子伝私記」成立の下限である一二四五年の間に聖徳太子墓に塔が建立されたと推定できる。また、建仁三年（一二〇三）

以前、重源・快慶によつて堂⁽²⁶⁾が、承元三年（一二〇九）以降、聖徳太子墓に止住した証空によつて塔婆⁽²⁷⁾が建立されるなど、聖徳太子墓に堂塔の造営が始まり、特に後者の時期が先の塔建立推定年代と重なる。

関連史料に見える建造物は、その史料が成立した当時、実際についた建造物を反映しているとし、塔の建立を墓前寺成立の指標とする」とには賛同したい。しかし、重源・快慶・証空らの造営活動によつて一三世紀前半に墓前寺が成立したとすると、「爾⁽²⁸⁾時國王大臣發⁽²⁹⁾起寺塔」。と國王大臣に寺院建立を促す文言を持つ「太子御記文」が出現した天喜二年から約二世紀経過しており、時期が開きすぎているように思われる。これほど長期に渡つて「太子御記文」の意図が達せられなかつたとは考えがたい。この「太子御記文」の記載は重視すべきであり、したがつて、墓前寺成立の上限は天喜二年に求められる。

そこで、表1を見ると、正嘉元年（一一五七）に親鸞の書写した「上宮太子御記」に引かれる「日本三宝感通集」に出現の契機となつた建造物が「宝塔」⁽²⁸⁾と記されていることがわかる。この記事の信憑性が問題となるが、表1に示した通り、「上宮太子御記」の同時代史料がいづれも発見物を「似菖石」、「石箱」など石と記すのに対し、同書所引「日本三宝感通集」のみ「銅篋」と記しており、当時流布していく説とは異なる説を伝えている点が参考になる。ここに親鸞が書写した段階での潤色は想定できず、「上宮太子御記」所引「日本三宝感通集」⁽²⁹⁾は東大寺僧珍海によつて一一四七年から一一五二年に成立したとされる「日本三宝感通集」の信頼し得る逸文であつたと考へてよい。

よつて、小野氏の論法にしたがつて塔の建立を墓前寺成立の指標とする、聖徳太子墓に墓前寺が成立したのは、一三世紀前半ではなく、

一二世紀中頃に遡ることになる。

次に、小野氏も指摘しているように、「太子伝私記」には「御廟寺」という寺名が散見される。例えば、元久年間（一一〇四～一二〇六）の「太子御廟寺寺僧」淨戒・顯光による「太子御牙齒」盜難記事、「御廟寺」を名に冠した「御廟寺太子伝奥文」という引用史料、「御廟寺⁽³⁰⁾同國名⁽³¹⁾転法輪寺或科長寺或石河寺」。」という「四十六箇寺院」項の記載などがある。これらから、本書が成立した一二三三八年～一二四五年頃には、聖徳太子墓の墓前寺は御廟寺として知られ、転法輪寺、科長寺、石河寺とも呼ばれていたことがわかる。この頃までは、墓前寺が確実に成立していたことを示すものであろう。

【太子伝私記】 同様、鎌倉時代までに成立した史料における聖徳太子墓の呼称を表3に一覧にして掲げた。これによると、聖徳太子の「御墓」、「御廟」とする例が二六例と多数を占め、具体的な墓前寺名を記すもの、または墓前寺の存在を窺わせるものは三例に留まつてゐることがわかる。このうち、建暦元年（一一一）四月二三日の年紀を持つ「証空奉納蓮華形舍利容器銘」（表3-12）には、「是法住法⁽³²⁾ノ世間相常住／於道場知⁽³³⁾」／導⁽³⁴⁾「方便説」、永仁二年（一一九四）九月二九日付け「龜山上皇院宣」（表3-21）には、「前⁽³⁵⁾太⁽³⁶⁾宮院御遺骨被奉納廟前道場之間」、「磯長御廟寺僧等中」と記されており、鎌倉時代には既に墓前寺が成立していたことを示す「太子伝私記」の記載を裏づける。

しかし、他の多くの史料において聖徳太子の「御墓」、「御廟」と伝えられていることから、この当時、聖徳太子墓は寺院としてではなく、聖徳太子墓として認識されていたことも読み取れる。このような

表3 平安・鎌倉時代成立史料における聖徳太子墓の呼称

	史 料	成立年代	呼 称
1	「上宮聖徳太子伝補闕記」	平安時代初期	山西科長山本陵処
2	「聖徳太子伝暦」	10世紀	山西科長山下墓処・科長墓・聖徳太子御廟
3	「延喜諸陵寮式」	905~927	磯長墓
4	「古事談」所引「小野宮右府記」	1057~1215	彼御廟
5	「後拾遺往生伝」永遅伝	1123~1139	聖徳太子墓・太子御墓
6	「上宮太子御記」所引「日本三宝感通集」	1147~1152	太子御廟
7	「明月記」 安貞元. 4. 12条 (1227)	1180~1235	太子御墓
8	「建久御巡礼記」	1192	河内国石川郡科長山下墓所
9	九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」	鎌倉時代	聖徳太子御墓・御墓所・太子御墓・御廟崛
10	「猪隈闇白記」 建仁3. 6. 19条 (1203)	1197~1217	聖徳太子御墓
11	「南無阿弥陀仏作善集」	1203頃	太子御廟
12	「証空奉納蓮華形舍利容器銘」 建暦元. 4. 23 (1211)	1211	道場
13	「古事談」	1212~1215	聖徳太子御廟
14	「僧綱補任抄出」	1214以降	聖徳太子御廟
15	「民経記」 嘉祿2. 9. 18条 (1226)	1226~1272	太子御廟・御廟
16	「天王寺秘決」	1227	御廟
17	「太子伝私記」	1238~1245	石河磯長廟・磯長墓・太子御廟堀・御廟 御廟寺〈転法輪寺・科長寺・石河寺〉 上宮聖靈御廟・太子御廟
18	「百鍊抄」 建仁3. 5. 28条 (1203)	1259~1274	上宮太子御墓
19	「外記日記」 文永2. 4. 25条 (1265)	1264~1287	太子御廟
20	「金剛仏子觀尊感身学正記」 寛元4. 2. 26条 (1246) 正嘉2. 10. 6条 (1258)	1285~1286	太子御廟
21	永仁2. 9. 29付け「亀山上院宣」 「鎌倉遺文」古文書編24~18665	1294	廟前道場・磯長御廟寺
22	「一遍聖絵」 弘安9条 (1286)	1299	太子御墓
23	「昭慶門院〈憲子内親王〉御領目録」 「鎌倉遺文」古文書編29~22661	1306	磯長御廟
24	「後宇多院御幸記」 正和2. 8. 18条 (1313)	1313	磯長御廟・三骨一廟之靈墓
25	「上宮太子拾遺記」	1314以前	科長御廟 所引「秘決」「有人抄」：御廟
26	「五代帝王物語」 文永8条 (1271)	1327以前	太子の御廟・御廟
27	「拾玉集」 建久2. 9 (1191) 5602番歌詞書 建久3. 9 (1192) 1604~1705番歌詞書	1328~1346	太子の御はか・上宮太子之古墳
28	「興福寺略年代記」	1331~1333	聖徳太子御廟

聖徳太子墓に対する当時の認識を踏まえると、墓前寺の成立時期を考える際、平安時代の史料に具体的な墓前寺名が見えないことは問題にならないように思われる。『太子伝私記』以降も一貫して聖徳太子墓として認識されていることは、換言すれば、それ以前に墓前寺が成立していた可能性も十分に想定できるということである。

このように考へると、聖徳太子墓の墓前寺の成立時期を推定するうえで、「太子御記文」発見の契機となつた建造物を最初に「宝塔」と記す【上宮太子御記】所引「日本三宝感通集」の記載が重要になつてくる。よつて、同書の成立する一一四七年から一二五二年の間が聖徳太子墓における墓前寺の成立の下限となろう。

以上、「太子御記文」の記載、文献史料の記載から、聖徳太子墓における墓前寺の成立時期を平安後期の一一世紀中頃から一二世紀中頃と推定した。

この推定は考古学の成果からも裏づけられる。叡福寺では、平安後期（一一一二世紀）以降の瓦が多く出土しているのである。本稿の考察と関わる平安後期の出土例は、合わせて一点点あり、複弁八葉蓮華文軒丸瓦一点、宝塔文軒丸瓦一点、軒丸瓦（筒部）一点、唐草文軒平瓦三点、丸瓦三点、平瓦二点である。⁽³¹⁾

宝塔文軒丸瓦が聖靈殿の西側で採集され、軒丸瓦（筒部）が聖徳太子墓石室入口から西方一〇mの忠禪上人石塔付近で出土している他、唐草文軒平瓦二点、丸瓦二点、平瓦二点、計七点の瓦が中世の瓦に交じつて聖靈殿東側で出土している。⁽³²⁾しかし、中世の瓦が共伴しているという聖靈殿東側の出土状況からもわかるように、これらの瓦は層位学的に編年されたものではなく、型式学的に平安後期に編年されたも

のである。その代表例として、一点の軒丸瓦の瓦当文様である梵字文、宝塔文が挙げられる。

なお、ここで注意したいのは、これよりも古く奈良時代にまで遡る瓦が叡福寺周辺で出土していることである。藤沢一夫氏が示した天平・奈良後期に属す四天王寺出土瓦と同范の複弁八葉蓮華文軒丸瓦がそれである。⁽³³⁾竹谷俊夫氏はこれに基づき、叡福寺の奈良後期成立説を提起したが、これは叡福寺の南側の台地上にある西方院から出土したものと考へられる。⁽³⁴⁾すなわち、この瓦はここで問題としている聖徳太子墓の墓前寺の成立には関係しない別寺院のものということである。したがつて、先述したように、型式学的に編年された叡福寺出土瓦の初見が平安後期であることは重要で、考古学的に見ても墓前寺の成立は平安後期と考えるのが妥当であろう。

（3）忠禪と平安時代の四天王寺・法隆寺

前述の通り、上野氏によると、【史料5】に掲げた「治安四年六月十四日記」が九条家本【諸寺縁起集】所引「天王寺事」中の「聖徳太子御墓」項の冒頭に置かれたのは、四天王寺・法隆寺間の聖徳太子墓支配をめぐる対立を反映しているという。四天王寺と法隆寺の間に生じたこのような対立は、「太子御記文」出現関連史料における忠禪に対する評価に端的に表れている。表1に示したように、『上宮太子御記』所引「日本三宝感通集」以下、八点の史料で「太子御記文」の発見者とされる忠禪について検討することは、平安時代の四天王寺と法隆寺の状況はもとより、天喜一年の「太子御記文」出現の背景を解明する糸口ともなる。以下、忠禪に対する史料上の評価、忠禪の人物

像から論じてみたい。

まず、忠禪の評価について、四天王寺・叡福寺史料と法隆寺史料を対比させる形で示そう。忠禪は四天王寺史料である「天王寺秘決」に「忠禪法師」、叡福寺史料である「慶長五年旧記」に「忠禪大徳」と記されている。一方、法隆寺史料では、「太子伝私記」に「在誑惑聖其名云忠禪」、同書所引「御廟寺太子伝奥文」に「愚僧忠禪」、「法隆寺記補忘集」に「惡僧忠禪」と記される。さらに、「太子伝私記」では、「太子御記文」の発見を語つて禁獄される僧として描かれている。これらの記載から、忠禪が法隆寺史料で批判的に評価、描写されていたことが知られる。

次に、忠禪の本寺は、「上宮太子拾遺記」所引「秘決」に「忠禪法師へ傍御墓一和尚也」、同書所引「有人抄」、九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」に「法隆寺僧忠禪」、「慶長五年旧記」に「忠禪大徳天王寺ノ僧侶ナリ又ノ一説ニハ法隆寺ノ住侶ト云」と記され、聖徳太子墓、法隆寺、四天王寺のうちのいずれかであつた可能性が考えられる。

そこで、忠禪の本寺を記す最初の史料である二つの「上宮太子拾遺記」所引文を検討してみよう。「上宮太子拾遺記」所引文をそれぞれの原史料である「天王寺秘決」、「太子伝私記」の該当する本文と对照させると、次のような問題点が出てくる。第一に、原典と所引文の間にいづれも約七〇～九〇年の年代差があること、第二に、両者とも原典に忠禪の本寺を明記しないなど、記載に異同があること、第三に、忠禪を法隆寺僧とする「有人抄」は先述の通り、「太子伝私記」の翻案であり、忠禪の行為などを記事を改変していることである。

特に、第三として指摘した「上宮太子拾遺記」所引「有人抄」の問題点から、忠禪の本寺を法隆寺とはしがたい。九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」も忠禪の本寺を法隆寺とするが、「治安四年六月十四日記」の記事同様、聖徳太子墓支配をめぐる法隆寺との対立を反映し、潤色されている可能性がある。また、四天王寺僧の可能性を示唆する「慶長五年旧記」も後世の史料である点に問題が残る。

一方、「上宮太子拾遺記」所引「秘決」における記載の異同は一部の字句に限られ、同書所引「有人抄」のような記事の改変は見られないから、これに先の問題点を加味して推測すると、忠禪は聖徳太子墓付近に住んでいた僧であつたと考えられる。しかし、墓前寺の成立以前に忠禪の本寺が聖徳太子墓であつたはずではなく、忠禪の本寺を確定し得ない。よって、忠禪の人物像を明らかにするには、別の視点からの検討が必要となる。

そこで注目されるのは、「太子伝私記」において忠禪が「誑惑聖」と呼ばれていることである。五来重氏によると、聖は各寺院に専属せず、隠遁性・苦行性・遊行性・呪術性・集団性・世俗性・勸進性・唱導性の八つの性格を持つとされる。⁽³⁷⁾ また、表1によると、「太子御記文」を開封した人物として、「同行僧行命」が見える（表1-3・7・8）。同行とは、心を同じくして仏道を行ふものを指す仏教語であり、行命は忠禪と行動を共にしていた僧であつた。ここに聖の持つ性格の一つである集団性の一端が窺える。さらに、平安後期以降、聖徳太子墓は四天王寺、当麻寺、法隆寺、高野山、善光寺など、念佛聖が遊行する行路の中に含まれていることが指摘されている。⁽³⁸⁾ 以上のことを併せて考えると、忠禪は聖徳太子墓付近に拠点を置いていた念佛聖

であつた可能性が高い。先に挙げた史料で忠禪の本寺が法隆寺、四天王寺とされたのは、忠禪が「太子御記文」の出現に関与したため、この出来事の伝承過程でそれぞれに結びつけられたのであろう。

「太子御記文」の出現にあたり、四天王寺と聖徳太子墓の間を往来したであろう忠禪、行命ら念佛聖が介在していた。⁽⁴⁰⁾ 藤原頼通の命令によつて、いわば受動的に聖徳太子墓に参向した四天王寺が事後報告として、天喜二年一月八日付けで「御廟出現注文一枚并日記等事」⁽⁴¹⁾ を進上し得た理由もここにあるのではないだろうか。

ところで、忠禪が法隆寺の史料で批判される理由を、上野氏は「忠禪が御記文出現を法隆寺でなく四天王寺へ報告した僧とされたことに起因する」と述べている。⁽⁴²⁾ その論拠となつてゐるのは、「太子伝私記」の次のような記載である。

【史料7】「太子伝私記」

此不著引之、或於御傳正書者也
後冷泉院御時、天喜二年甲午九月、在三誑惑聖其名云「忠禪」、入二

太子御廟崛現「不可思儀作法」。爰時人疑太子御舍利破損之分
為令注進、勅宣申下、以法隆寺三綱好仁等令参入御廟
内。即好仁奉拜見、三御棺一御棺中在頭骨髑髏一許、余更

无者云々。或云、三御棺中東御棺中在御身、只御儀如存
日之時、床上覆給。薰異香廟中、如心中月晴。爰住隨喜
思、弥感淚難抑云々。已上二説中後說正説云々。

この史料については、先行研究で解釈がわかつており、林氏、藤井由紀子氏は眞による創作とする一方、小野氏、上野氏は正暦五年（九九四）⁽⁴³⁾ の法隆寺三綱康仁による聖徳太子墓の内部調査のみ事實と認めている。また、上野氏は正暦五年には法隆寺が聖徳太子墓の内

部調査をしているが、天喜二年になると、四天王寺が聖徳太子墓を実検していることから、聖徳太子墓に対する影響力が一〇世紀末の法隆寺から一世紀中頃に四天王寺に移つたと捉えた。

法隆寺史料における忠禪に対する批判的な評価から考へて、當時、法隆寺が聖徳太子墓に何らかの利害を有していた可能性は十分に想定できる。したがつて、忠禪が法隆寺史料で批判されるのは、上野氏が指摘するように、聖徳太子墓への四天王寺の関与を招來したためであろう。先述したように、忠禪が四天王寺と聖徳太子墓の間を往来し得る念佛聖であつたとすると、さらにその確率は高くなる。

では、聖徳太子墓への四天王寺の関与を招來したことで法隆寺が忠禪を批判する背景には何があつたのであろうか。その要因の一つは、平安時代における法隆寺参詣と四天王寺参詣の状況に求められよう。

平安時代における法隆寺参詣は、永延元年（九八七）一〇月の円融法皇による南都諸寺巡礼以降、治安三年（一〇一三）一〇月の藤原道長、嘉承元年（一一〇六）、保延六年（一一四〇）の大江親通、建久元年（一一九〇）九月の後白河法皇、建久一年（一一九一）の后宮の六例が史料上に確認される。

一方、四天王寺は平安時代、寛弘四年の「四天王寺御手印縁起」の発見や末法思想の流行とも相俟つて、高野山参詣や熊野参詣など他の寺社参詣とも連動しながら、院や撰閑家によつて、撰閑期に七度、院政期に五度、合計六二度参詣されている。聖徳太子墓で「太子御記文」が出現する天喜二年以前に限つても、藤原道長一門の撰閑家が長保二年（一一〇〇）三月、治安三年一〇月、長元四年（一一〇三）九月、永承三年一〇月の四度に渡つて参詣している。また、「御堂関白

記」、「為房卿記」、「台記」、「玉葉」などの日記史料によると、当時、四天王寺において聖徳太子信仰・浄土信仰・金利信仰・法華經信仰・密教的信仰といった多様な信仰が展開していることが判明する。

このように、法隆寺参詣と四天王寺参詣を比較すると、平安時代には、法隆寺が四天王寺に比して劣勢であったことが窺える。特に、天喜年間を含む撰閑期は四天王寺が「四天王寺御手印縁起」によって靈場化を進めていた時期と重なっている。四天王寺における信仰の整備期に聖徳太子墓と四天王寺が接觸しており、こうした点が要因となつて、聖徳太子墓への四天王寺の関与を招來した忠禪が法隆寺史料で批判されたのである。

おわりに

本稿では、天喜二年、聖徳太子墓において「太子御記文」を出現させたのは、聖徳太子墓と四天王寺のどちらであったのか、検討してきた。論点が多岐に渡つたので、その要点をまとめておきたい。

まず、第一章で「太子御記文」出現関連史料を整理し、次の三點から四天王寺画策説に疑問を呈した。

① 「古事談」や「太子伝私記」の記載から、四天王寺が「太子御記文」の出現に関与したことは明らかである。しかし、「古事談」所引「小野宮右府記」には、藤原頼通の命令で四天王寺別当桓舜が聖徳太子墓に実檢に赴いたことが記されており、頼通がその起点となつている以上、四天王寺が主体的に画策したとはいえず、その関与は出現後の実檢と事後報告に留まるものである。

② 「太子伝私記」や九条家本「諸寺縁起集」所引「天王寺事」、「太子伝私記」所引「御廟寺太子伝奥文」によると、「太子御記文」出現の現場にいた人物として忠禪・童・法師の三人が挙げられるのみで、ここに四天王寺の人物は見えない。

③ 四天王寺画策説に立つと、忠禪が康平六年秋に至つて法を談したことにより禁獄されたという「太子伝私記」の記載に対しても合理的な説明ができるなくなる。

そして、「太子御記文」出現の主体を確定するには、出現当時の聖徳太子墓をめぐる情勢を踏まえて検討する必要があることを指摘し、第二章で具体的に考察した。その結果、次のがいえるであろう。
④ 桓舜の略歴を見ると、藤原道長・頼通・教通ら撰閑家と昵懇の僧であつたと位置づけられ、そうした密接な関係によつて頼通が參向命令を出したと理解すべきである。これによつて、先に①で示した「古事談」所引「小野宮右府記」に対する史料理解が裏づけられる。

⑤ 天喜年間以前、寛弘五年の河内守令宗允亮による「聖徳太子伝暦」の講義、治安四年の河内国普光寺僧慈円による聖徳太子墓探索など、河内国を中心に聖徳太子信仰が高揚した。これを背景として、天喜二年、聖徳太子墓が國王大臣に寺院建立を促す文言を持つ「太子御記文」を出現させた可能性も想定できる。これが奏効し、一一世紀中頃以降、一二世紀中頃までには聖徳太子墓に墓前寺が成立したと考えられる。

⑥ 法隆寺史料で、「太子御記文」の発見者とされる忠禪が批判的に評価されているのは、忠禪が聖徳太子墓への四天王寺の関与を招来

した僧と見做されたことによる。忠禪は四天王寺と聖徳太子墓の間を往来する念佛聖であつたことから、当時、信仰の整備を進めていた四天王寺に働きかけた可能性がある。参詣の対象という点で、平安時代、法隆寺が四天王寺よりも劣勢であつたことが、忠禪に対する批判の背景にあつた。

以上、六点を総括すると、天喜二年の「太子御記文」の出現は四天王寺が画策したのではなく、念佛聖忠禪の動向を含め、聖徳太子墓に主体性が認められる出来事であつたと結論づけることができよう。

四天王寺の関与は、藤原頼通の命令によつて別当桓舜が聖徳太子墓に参向させられたことから始まる。その媒介となつた忠禪は康平六年に禁獄されるが、墓前寺建立の動きは四天王寺に引き継がれ、一二世紀中頃までには墓前寺が成立したと考えている。「明月記」安貞元年（一二二七）四月一二日条から、「河内国太子御墓辺」で出現した「太子石御文」が、四天王寺の聖靈堂に納められていることが知られ、当時、聖徳太子墓が四天王寺の支配下に入つてゐたことが窺えるためである。四天王寺と聖徳太子墓の間にこのような関係が生じる契機となつたのは、天喜二年の「太子御記文」の出現であつた。

本稿では、「太子御記文」の出現という出来事を題材として、聖徳太子墓における墓前寺の成立に関わる問題を中心にしてきた。大方のご批判・ご叱正を賜れば幸いである。

た。そのため、後掲の「古事談」が引用する本文と一部文字の異同がある。

(2) 林幹彌「太子信仰—その発生と發展—」（評論社、一九七二年）、西口順子「磯長太子廟とその周辺」（同「平安時代の寺院と民衆」、法藏館、二〇〇四年。初出は一九八一年）。

(3) 小野一之「聖徳太子墓の展開と叡福寺の成立」（「日本史研究」三四二、一九九一年）。

(4) 藤原実資の日記「小右記」。しかし、実資は寛徳三年（一〇四六）に没しており、「古事談」本文の天喜二年には存命しないため、記録名を誤記していることがわかる。

(5)

林氏前掲注（2）著書、七二頁。

(6) 西口氏前掲注（2）論文、一二〇二頁。

(7)

小野氏前掲注（3）論文、一九頁。

(8) 小野氏作成の表（小野氏前掲注（3）論文、五頁）をもとに、表1-2・3・5・9・10・13の六点の史料を補訂した。

(9) 「史料1」に「自彼年及今年四百卅六年」とあり、「日本書紀」による聖徳太子の没年六二一年にこれを加算すると、一〇五七年となる。

(10) 天喜六年（一〇五八）八月二九日に康平に改元しており、天喜八年という年紀はない。このため、「太子御記文」の出現年の候補からは外れる。

(11) 以下、本書の引用は、荻野三七彦考定「聖徳太子伝古今日録抄」（名著出版、一九八〇年。初版は一九三七年）による。

(12) 西口氏によると、「談法」とは、忠禪が「太子御記文」のことを同行僧行命に語つたことを指す（西口氏前掲注（2）論文、二〇六頁）。

(13) 荻野三七彦「聖徳太子伝古今日録抄の基礎的研究」（名著出版、一九八〇年。初版は一九三七年）、七六一八二頁、棚橋利光「天王寺秘決」解題（同氏編「四天王寺古文書」第一卷、清文堂出版、一九九六年）。

注

(1) 本来の銘文は旧字体で記されていたと考えられるが、本稿では、新字体に改めた。また、関連史料所載の本文を対照し、文字を校訂し

- (14) 【僧綱補任】長元八年（一〇三五）桓舜条による。
- (15) 【統本朝往生伝】、「本朝高僧伝」桓舜伝による。
- (16) 井上光貞「天台教団の変質と法然の宗教の成立」（井上光貞著作集第七卷「日本淨土教成立史の研究」、岩波書店、一九八五年。初出は一九八二年）二〇四頁。
- (17) 「日本書紀」、「七代記」推古天皇二九年春二月是月条。
- (18) 「上宮聖德法王帝説」聖德太子薨去記事。
- (19) 「上宮聖德太子伝附闕記」太子四六の年一一月一五日条。
- (20) 「聖德太子伝曆」推古天皇二一年冬一一月一五日条（墓所巡看記事）、同二六年冬一二月条、同二七年春正月条（墓所造當記事）、同二九年春二月条（薨去記事）。
- (21) 小野氏前掲注（3）論文、八頁。なお、「古事談」所引「小野宮右府記」に「其所住僧」とあり、「太子御記文」出現以前の聖德太子墓には、墓を守衛するための居住可能な堂宇があつたと考えられる。また、塔の建立以前に私堂が建てられていたことも窺える（表1）。
- (1) 忠禪らの僧が聖德太子墓に止住し、建立したものであろう。
- (22) 上野勝「聖德太子墓を巡る動きと三骨一廟の成立」（太子町立竹内街道歴史資料館館報』三、一九九七年）、六一頁。
- (23) 「大日本史料」第二編之九、四三頁。
- (24) 林氏前掲注（2）著書、七二頁、西口氏前掲注（2）論文、二〇二頁。
- (25) 小野氏前掲注（3）論文、五〇六・一九〇二二頁。なお、小野氏以前の叡福寺成立に関する研究史には、近世以降成立の寺伝に基づく推古天皇、または聖武天皇創建説、「太子御記文」の出現を重視する天喜年間以降成立説（田中重久「聖德太子建立四十六院の遺蹟」、「聖德太子御聖蹟の研究」、全国書房、一九四四年）がある。
- (26) 「南無阿弥陀仏作善集」に「太子御廟安阿弥陀仏建立御堂」。とある。
- (27) 「西山上人縁起」（至徳三年（一二三八六）成立）に「塔婆を起立することは、……河内の磯長の御陵等なり。」とある。
- (28) 小野氏も「宝塔は、石造宝塔、塔一般の美称、多宝塔の略称などいずれともとれる」（小野氏前掲注（3）論文、五頁）と述べているよう、「宝塔」が「石塔」を意味する場合がある。
- (29) 大島幸雄「『三宝感通集』（校異・拾遺・賞書）」（国書逸文研究』一四、一九八四年）、五一頁。
- (30) 大阪市立美術館編「聖德太子ゆかりの名宝」河内三太子 叡福寺・野中寺・大聖勝軍寺」（二〇〇八年）、一六七頁。
- (31) 竹谷俊夫「聖德太子御廟叡福寺出土の古瓦」（古文化談叢）第三〇集（上）、一九九三年、中池佐和子「叡福寺採集の宝塔文瓦について」（大阪大谷大學文化財研究』七、二〇〇七年）、大阪市立美術館編前掲注（30）図録を参照。また、中世の出土瓦として巴文軒丸瓦七点、唐草文軒平瓦二点、丸瓦、鬼瓦各一点が知られる。叡福寺出土瓦の詳細については、太子町教育委員会の池田貴則氏にご教示頂いた。
- (32) 中池氏前掲注（31）論文、一〇三頁。
- (33) 竹谷氏前掲注（31）論文、一二五三・一二六〇頁。
- (34) 藤沢一夫「四天王寺出土の古代屋瓦」（佛教藝術』五六、一九六五年）、一一八頁。
- (35) 竹谷氏前掲注（31）論文、二六二頁。
- (36) 大阪市立美術館編前掲注（30）図録、八七・一七四頁。
- (37) 五來重「高野聖」（五來重著作集第二巻「聖の系譜と庶民仏教」、法藏館、二〇〇七年。初出は一九七五年）、一九〇二〇頁。
- (38) 総合佛教大辞典編集委員会編「総合佛教大辞典」（法藏館、二〇〇五年）等を参照。
- (39) 五來重「一遍上人と融通念佛」（大谷学報』四一一、一九六一年）、西口氏前掲注（2）論文、伊藤唯真「解説」五來重先生の「ひじり」学（前掲注（37）著作集所収）等を参照。
- (40) 小野氏は一三世紀前半に叡福寺が成立した背景に念佛聖の勧進活動があつたことを指摘しているが（小野氏前掲注（3）論文、二五頁）、ここで述べたように、同様の動向は一世紀中頃にも確認でき

よう。

(41) 上野氏前掲注(22)論文、五九頁。

(42) 林幹彌「法隆寺顯真と調子丸・康仁」(同「太子信仰の研究」、吉川弘文館、一九八〇年。初出は一九七八年)、一一三頁、藤井由紀子「中世法隆寺と聖德太子関連伝承の再生―法隆寺僧顯真と調子丸、法華山寺僧慶政と太子御影―」(佐伯有清編「日本古代中世の政治と文化」、吉川弘文館、一九九七年)、二三二六頁。

(43) 小野氏前掲注(3)論文、一二二頁、上野氏前掲注(22)論文、五九頁。

(44) 「日本紀略」(永延元年一〇月二六日条)、「扶桑略記」、「法隆寺別當次第」(治安三年一〇月二六日条)、「太子伝私記」(治安三年一〇月二六日条・建久元年九月二日条)、「七大寺日記」(嘉承元年)、「七大寺巡礼私記」(保延六年)、「南都巡礼記」(建久二年)による。

(45) 「御堂闕白記」(長保二年三月二三日条)、「扶桑略記」(治安三年一〇月二八日条)、「左經記」、「小右記」、「日本紀略」、「百鍊抄」(長元四年九月二十五日条)、「宇治闕白高野山御參詣記」(永承三年一〇月十九日条)による。

〔付記〕本稿は二〇〇八年一月に関西大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部を改稿したものである。

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)